

○松阪市国際交流事業団体補助金交付要綱

平成23年3月31日告示第73号

改正

平成24年1月30日告示第13号
平成25年3月25日告示第42号
平成26年3月20日告示第63号
平成29年3月23日告示第118号
平成31年3月13日告示第33号
令和2年3月23日告示第57号
令和5年3月29日告示第134号
令和8年3月26日告示第109号

松阪市国際交流事業団体補助金交付要綱

松阪市国際交流事業団体補助金交付要綱（平成22年松阪市告示第226号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 松阪市国際交流事業団体補助金（以下「補助金」という。）については、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付目的）

第2条 この補助金は、市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）及び市内に活動拠点を置く団体（以下これらを「国際交流団体等」という。）が実施する国際交流事業に要する費用の一部を補助することにより、市民主体の国際交流を推進し、市民の多文化共生意識の向上及び国際社会で活躍することができる人材の育成並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「国際交流事業」とは、国際交流団体等が市民を対象として実施する次に掲げる事業をいう。

- (1) 学校教育の一環として実施する国際交流事業
- (2) 市内において実施する国際的な文化・スポーツ等に関する事業
- (3) 市内において実施する多文化共生を目的とする事業
- (4) 国際社会に貢献するボランティア事業
- (5) 市が交流推進する海外都市との交流事業
- (6) その他市長が特に必要と認める国際交流事業

2 前項の規定にかかわらず、市長が国際交流事業の内容に次の各号のいずれかが含まれると認められるときは、この要綱における国際交流事業とはしない。

- (1) 特定の団体等に係る営利又は観光を目的とした事業
- (2) 政治又は宗教活動として行われる事業

- (3) 公序良俗に反すると認められる事業
- (4) 市及びその他公的機関の補助金等が交付されている事業。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない
- (5) 市民等に対して周知、公開、公表等を行わない事業
- (6) 国際交流推進会議の審査において公益性が認められないと判断された事業（交付対象）

第4条 この補助金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する国際交流団体等とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 市内に活動拠点を置き、国際交流事業を組織的かつ継続的に実施又は今後実施すると見込まれる、構成員に市民5人以上が含まれる団体であること。
- (2) 国際交流事業に市民5人以上が参加する事業を実施する団体であること。
- (3) 同年度内に当補助金の交付を受けていない団体であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費目とする。

項目	経費の内容
報償費	外部講師、通訳者等の招へいに係る謝礼等（一事業あたり講師謝礼5万円、通訳者等謝礼2万円を上限とする）
旅費	外部講師、通訳者等の招へいに係る国内交通費宿泊費 市が交流推進する都市との交流事業に係る海外渡航費
食糧費	事業会場で提供される飲食費及び材料費（事業に直結するもの） 市が交流推進する都市との交流事業に係る飲食費及び材料費
需用費	印刷製本費、消耗品、材料費、コピー代等
役務費	筆耕翻訳料、通信運搬費、広告費、イベント保険料、傷害保険料
委託料	設営、チラシ看板製作、臨時バス運行等委託料等
使用料及び賃借料	会場等使用料、レンタル料等

備考

- 1 交流記念品については3万円を上限とする。
- 2 印刷発行物には補助事業であることを表示すること。
- 2 補助対象経費とならないものは、次に掲げる費目とする。

項目	経費の内容
旅費	前項に掲げる旅費以外の旅費（補助団体構成員・参加者の交通費、宿泊費）
食糧費	前項に掲げる飲食費以外の飲食費（懇親会費、弁当等事業に直結しないもの）
需用費	燃料代、光熱水費
寄附金	他団体及び個人に対する寄附金
給与・賃金	事業運営に係る人件費
その他	国際交流事業の実施に直結しない経費 支払いに係る明確な証拠書類を提出できないもの

（交付額）

第6条 補助金は、次の各号に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、算出された補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市内の学校 児童、生徒、学生又は保護者が負担した補助対象経費の2分の1に相当する額又は100,000円のいずれか少ない額
- (2) 市内に活動拠点を置く団体 補助対象経費の2分の1に相当する額又は300,000円のいずれか少ない額。ただし、算出された補助金の額を参加者数で除した場合、参加者1人当たりの補助金が30,000円を超えるときは、30,000円に参加者数を乗じて得た額

2 国際交流団体等に市以外の団体等から交付される補助金その他の収入があるときは、補助対象経費から当該収入額を差し引いた額を補助対象経費とするものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、松阪市国際交流事業団体補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、事業実施の2か月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他国際交流団体等の確認を行うため、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、その内容を審査し（市内に活動拠点を置く団体の国際交流事業については、松阪市国際交流推進会議による確認を含

む。）、必要な場合は現地調査を行い、交付が適当と認めるときは松阪市国際交流事業団体補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 市長は、この補助金の交付において、過去にこの補助金を受けた回数の少ない団体を優先するよう努めるものとする。

（変更交付申請）

第9条 補助金の交付決定後に交付申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、松阪市国際交流事業団体補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容及び変更理由を確認することができる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請を受けた場合は、速やかに審査し、松阪市国際交流事業団体補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請団体に通知しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助対象団体」という。）は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで、松阪市国際交流事業団体補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書の写し

(3) 事業内容がわかる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を決定し、松阪市国際交流事業団体補助金額確定通知書（様式第6号）により補助対象団体に通知するものとする。

（請求及び交付）

第12条 前条の確定通知を受けた補助対象団体は、松阪市国際交流事業団体補助金請求書（様式第7号）により、速やかに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、その旨を松阪市国際交流事業団体補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助対象団体に通知するものとする。

（終期等）

第14条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和11年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

（書類の整備等）

第15条 補助対象団体は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月30日告示第13号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第42号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日告示第63号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日告示第118号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日告示第33号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第57号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第134号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日告示第109号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。